

一県一行主義による当局主導の 強圧的銀行統合の弊害

——旧岩手銀行と三陸銀行の合併を巡る紛糾を中心に——

小 川 功

はじめに

昭和6年末の岩手県の金融恐慌の一因の一つに金融当局・県主導の強圧的銀行統合の弊害が挙げられることが少なくない。後年、岩手日報の記者の書いた史書では中村治兵衛旧岩手銀行（旧岩銀）元頭取等の取材をもとに「中村は後年よく大久保<局長>からあの無理なく三陸との>合併を強いられたため<岩手>銀行をつぶしてしまったといていた」（覚書上p111）「彼らファッショ官僚…の甘言にのってまんまと失敗したのが中村治兵衛を頭取とする岩銀であった」（覚書上p112）と三陸銀行との合併推進の主体は官僚で、中村は「甘言にのって」失敗したむしろ被害者だという論調が見られる。当時の日銀宛の旧岩銀「嘆願書」でも「当行ハ一昨年大蔵省当局ノ懇諭指導ニ依リ三陸、水沢両銀行ヲ合併致候」（嘆願）と書いている。旧岩銀事件の公判で平井範助元常務の弁護士鈴木義男も岩銀「破綻の直接原因としては三陸、水沢両行との合併」だとして「当時の大蔵省の合併政策は唯単なる形式的方面にのみ急いで当時の地方銀行の内容には何等意を用ひる処なかつた為、かかる破綻を見るに至つたものである。然も銀行が破綻の運命に際しては大蔵省当局並に県当局はその責任を銀行当事者にのみ負はしめて何等之に援助の方法を講ぜずして当事者を白眼視せし無責任なる行為は実に非^マ進極りなきもののものであつて、当事者にもその責任なしとしないが、真に岩銀を殺したものは時の地方長官と大蔵省当局であると私は断言してやまない」（S10.11.6日報）と当局主犯説・岩銀被害者論を展開した。石川金次郎弁護士も「合併以前は全国五位の堅実なる銀行といはれ

て居た」岩銀が「水沢銀行、三陸銀行合併並に金解禁により銀行に及ぼしたる大きな打撃」(S10.11.3日報)を論じた。また名川侃市弁護士も「三陸銀行合併に際して同銀重役の不正が世間に分明して信用を傷くる事多かりし。よって内容恢復の為に所有不動産の殆んど全部を提供し、勸銀より融通し欠損補填に全力を尽した。銀行の為めには一身一家を考へない…三陸銀行合併に全財産をあげて担保にしたのであるから遂に資金調達するを得ず全く刀折れ矢つきて休業した」(S10.11.9日報)と中村を弁論した。

本稿では岩銀の破綻の原因、ひいては岩手県の金融恐慌の一因ともいわれている岩銀と三陸銀行との合併問題を取り上げたい。大蔵省、日銀当局の資料にはアクセスできなかったのも、次善、三善の策として岩手県当局の資料(部分的には県知事宛の大蔵省文書等を含む)と岩銀事件の公判報道記事等に依拠した。また前稿と同様に種々ご教示を賜った山田勲氏をはじめ、県文書の閲覧でお世話になった岩手県総務学事課和田主事殿、盛岡市立中央公民館郷土資料展示室の小西氏、岩手県立図書館等、岩手県下の関係機関各位に厚く御礼申し上げたい。なお本稿の一部は金融学会秋季大会での自由論題「金融恐慌と銀行重役陣の私財提供」で報告したものであり、座長の齋藤壽彦氏、討論者の佐藤政則氏など学会報告の際に種々ご指摘、ご教示賜った各位に謝意を表したい。なお本稿では紙面の関係上、頻出する基本史料、新聞雑誌等は個々に脚注を施さ

1) 拙稿「機関銀行と機関新聞—近江商人進出地・盛岡の金融破綻—」『彦根論叢』第326号、平成12年8月、同「首位行による共同出資行の機関化と下位行封じ込め—大正期貯蓄銀行合同設立を巡る岩手県銀行界の紛糾—」『彦根論叢』第327号、平成12年10月参照

2) 県…岩手県永年保存文書、進達…昭和3年8月2日起案、大蔵大臣宛知事進達書、県、起案…大蔵大臣宛「銀行合併ニ関スル件」県、昭和5年1月14日起案、嘆願…昭和6年5月25日日銀宛岩銀「嘆願書」(日本銀行編『日本金融史資料 昭和編』24巻、p547所収)、集会…「盛岡貯蓄銀行問題ニ付集会始末」大正11年2月8日、梗概…旧三陸重役「合併の梗概を述べて敢て中村君に質す」昭和4年12月27日日報(広告)、殖産…『岩手殖産銀行二十五年史』昭和59年、岩手銀行、信託…一ノ倉則文「盛岡信託株式会社年表」『盛岡信託株式会社沿革史』昭和9年、覚書…新岩手日報編『昭和県政覚書』昭和24年、事件…新聞之新聞社編『八百万円の費消事件』昭和10年5月15日、精華書房、遺稿…「上野正一郎遺稿千條庵雑誌」昭和37年、帝…『帝国銀行会社要録』帝国興信所、大…『大日本商工録』大正11年、主…経済之日本社調査『全国株主年鑑』大正15年、諸…『日本全国諸会社役員録』昭和10年

3) 岩毎…岩手毎日新聞、日報…岩手日報、河北…河北新報、東朝…東京朝日新聞、東日…東京日日新聞、(雑誌等)月報…『日本銀行調査月報』(『日本金融史資料 明治大正編』)ノ

ず、略号を使用して本文内に示し、類出する関係企業名も略称⁴⁾を使用した。本稿に登場する旧岩手銀行（旧岩銀と略）は現存の同名銀行とは全く別の存在である。

I 銀行合同勧奨と三陸銀行の立場

三陸銀行（以下単に三陸と略）は明治32年12月本店を胆沢郡水沢町に置く水沢貯蓄銀行（頭取菊地養蔵）として設立された。大正9年6月150万円増資し資本金200万円（月報T10.3p214）、10年11月16日新貯蓄銀行法に伴い普銀に変更認可、12月1日三陸銀行と改称した。11年8月仙台市東一番町に支店開設（T11.6月報p494）し、昭和2年12月末現在の三陸の支店数は10、うち県内9、県外1（仙台）であった。（34回総覧p47）

2年10月28日大蔵省検査課長関場禎二（後の銀行局長大久保禎二の旧姓）は「県下銀行頭取を集めて合同に関する協議」（S2.10.26日報）を行ったが水沢銀行から専務辻山右平（貸金業、地主、水沢合同運送社長）、取締役辻山豊治（小間物・砂糖商、地主、水沢電灯取締役）、三陸から「頭取小林佐平⁵⁾、副頭取大阪愛三、取締役佐伯信、青木勇治、川井誠次郎」（S2.10.29日報）⁶⁾が出席した。三陸から最初に合同話を持ち込まれたのは盛銀といわれ、「金田一が上京して大久保から話をもちかけられ、彼のことからその場はあっさりと引受

ゝ21巻所収）、総覧…大蔵省編『銀行総覧』、営…営業報告書、業務報告書

4) 盛銀…盛岡銀行、旧岩銀…旧岩手銀行、九十…第九十銀行、三陸…三陸銀行、盛貯…盛岡貯蓄銀行、農銀…岩手県農工銀行、殖銀…岩手殖産銀行、勸銀…日本勸業銀行

5) 小林佐平は膽沢郡水沢町、醤油醸造業、資産額動産30,000 不動産151,000 国税納額96

6 職業／「公私ノ経歴」（兼務先）「海産物問屋業／水沢貯蓄銀行頭取、町議」能力「普通」（町村作成「銀行設立者身元調査事項」（岩手県庁文書「銀行設立ニ関シ内議ノ件」大正10年9月添付）T10 営業税68円、所得税777 円（大p11）、水沢銀行取（帝T5p2）、水沢貯蓄銀行頭取、膽沢川電気取（帝T5p209）S7.1時点で岩銀取（S7.2.2日報）水沢貯蓄銀行頭取T10.4.24岩手日報）「小林佐平 身分平民 能力充分 職業海産物問屋業 資産額動産金三万円 不動産金十五万一千円 負債無シ 国税納額 金九百六十五円六十一銭 公私ノ経歴 町会議員 現水沢銀行頭取 平素ノ行状 性温順ニシテ平素ノ行状正シ…」（T10.10盛貯資料、県）

6) 佐伯信は農業、水沢貯蓄銀行、膽江軌道各取締役（帝T13p11）、青木勇治是水沢町塩竈、酒造業、水沢町議、水沢銀行、水沢印刷、水沢菓子種各監査役、水沢電灯、膽江電力、水沢鑄造鉄工、水沢合同運送各取締役（帝T13p12）、水岩自動車、朝日飲料代表者（県商工録S4、銀S4p2）

けて帰」(覚書上p111) ったが、「太田常務と藤原支配人が内容を調査したら、余りに大穴だらけなので断った」(遺稿p64)といわれ、後の公判で永井一三弁護士も「水沢銀行<水沢貯蓄と混同か>が盛銀に合併されようとした時、藤原氏は一夜にして同行の資産内容を調べ、百万円の大穴あることを発見、ために合併実現せず」(S9.10.27日報)と藤原を弁護した。

大蔵省は一時期九十にも合併を働きかけており、よほど同行の処置に窮したものと思われる。「旧三陸銀行重役」は合併後の4年12月27日の日報に「合併の梗概を述べて敢て中村君に質す」(以下梗概と略)という意見広告を出した。紛争当事者の一方からの批判であるから、中村批判部分には多分に感情的なバイアスが加味されているものと思われる。ただし機関新聞を有しない三陸側の主張は管見の限りでは余り残されていないようなので当該意見広告に依存せざるを得ない。三陸側の梗概は2年「十月二十八日大蔵省銀行局検査課長関場禎二氏が県下の普通銀行当事者を県公会堂に集会せしめ、経済界の大勢は銀行合同にありと高唱せられ、各行各別に呼び出し合同勧誘せられた」(梗概)と関場課長の来盛から始まる。2年10月28日「今春の財界恐慌に際して一層合同して基礎を確実にする必要に迫られたので、大蔵省では事務官を各府県に派遣して合同の勧奨をなし」(S2.10.26日報)、関場は岩手「県下銀行頭取を集めて合同に関する協議」(S2.10.26日報)をした結果、「銀行合同は急速に進展せん 昨日で一通り勧誘し之れから実行に入る 関場検査課長は…八十八と合併進行中のさかり銀行を除き、県内の本店銀行十店に一通り勧誘した」(S2.10.30日報)という。10月31日「銀行合同やや目鼻つく 本日具体案を決定…黒沢尻銀行、岩銀、盛銀各重役と個別的に協議し、其結果大体左記の組合せに依って合同が実現さるるものと思はる。一、花巻、黒沢尻の両行は盛銀へ、一、三陸は九十へ、一、八十八は岩銀へ」(S2.11.1 日報)と報じられた。11月2日『日報』は「本県銀行合同一部成る」と題して、以下の通り報道した。「盛岡銀行と黒沢尻、水沢両銀行、岩手銀行と宮古銀行が夫々合同に決す。本県の銀行合同問題は盛岡、岩手、九十の三銀行対立し、他府県よりも合同困難な事情ありとし、大蔵省では特に関場検査課長を派し…連日協議を重ねたが、営業状

態全般の事情があり、簡単に合同する事は出来ず、一日関場課長は一先打ち切り帰京したが、今日迄の交渉の結果大体合同に決したものは盛岡銀行（黒沢尻銀行、水沢銀行）、岩手銀行（宮古銀行）だけで、他は未定で、気仙銀行は岩手銀行と近き将来に合同せんとする気運にあり、三陸銀行は宮城県の某銀行と合同を見るに至るかも知れぬといふ」（S2.11.2 日報）

この「宮城県の某銀行」とは梗概によれば「三陸銀行当事者合同の趣旨は賛成なりと総括的の回答を呈した処、何銀行と合同する意向なりやとの反問をうけたけれど…強いて合同するとせば従来の取引関係其他の点より考察して七十七銀行と合同するのが最至当ならんと極めて漠然たる意志を表明」（梗概）したとあり、七十七銀行のことと判明する。情報通の上野正一郎も「三陸は元来は仙台の七十七銀行を親銀行としていたので、今度は七十七へ交渉し、合併話がトントン拍子に進み、大蔵省も諒解した」（遺稿p64）と書いている。しかし梗概は全く逆に、「岩手銀行中村頭取が数回に亘り札を厚く辞を低くして合同条件も希望通りになすべく、且つ合同後の営業も三陸側に一任すべきにつき、岩銀と合同の意ありと申達してくれとまで極言し、殆んど哀訴泣願至らざるなきの態であった」（梗概）と中村が積極的に合併を推進したと書いている。上野によれば中村は「政府は、一県一行主義を唱えながら、隣県同士を合併させるのは不都合である。三陸は我が岩銀に合併さすべきであるとねじ込んだ…大蔵省も中村の申入れに負けて、三陸の水を岩銀に向けた」（遺稿p64）と、むしろ「大蔵省も中村の申入れに負け」たと記す。上野は「合併したくて仕様がなかった」中村の腹の内を「合併によって公称資本が財敵盛岡銀行の上に立つから」（遺稿p64）と解する。当時の岩銀資本金は 660万円で、トップの盛銀 745万円で比し85万円少く「ひけ目を感じて」（覚書上p108）いた中村が「岩銀の勢力をのばす絶好の機会だと飛びついた」（同上）と解する。後の公判で板井賢次郎（勸銀盛岡支店長、後の殖銀頭取）も裁判長から「中村、熊谷氏等は三

7) 上野正一郎は「三田商店の一番頭」（S3.3.28 日報）、菊池儀兵衛、堀合由巳らとともに「反金田一の闘将」（覚書上p94）の市議として盛銀に爆弾質問をして悩ませ、盛岡食品市場支配人に転じた後も検事局が押収した盛銀等の帳簿を解析して報告したことから、検事局・県・殖銀側の推薦で盛銀清算人となった人物。

陸銀行合併に賛意を持って居ったか」と訊ねられ「賛意以上の努力を払って居た」(S10.10.20 日報)と積極姿勢を証言する。

また日報記者は「三陸は一関^マの七十七銀行との間にあった合併話をことわった」(覚書上p109)上で三陸は岩銀と合併したと書くが、梗概では逆に「中村岩銀頭取と熊谷巖氏とが大蔵省と七十七銀行へ足繁く往復し、覚書に明記しある七十七銀行との合同を阻害せんとする大運動を露骨に開始した。其結果として七十七銀行当事者より遺憾ながら大蔵省及び岩銀の意向を諒解するの止むなきに至ったと甚だ沈痛なる挨拶をうけた」(梗概)と七十七との破談は岩銀側の妨害に起因するとする。宮古の呉服太物商・熊谷平助の実弟熊谷巖は⁸⁾「岩手銀行の顧問格として中村頭取のすべてを指導」(S7.6.18 東朝)し、「中村治兵衛の信頼あつく選挙費用から生活費のほとんどを全く岩銀によってまかなわれ」(覚書上p106)たほど岩銀丸抱えだったから、三陸問題でも中村と行動を共にしたのであろう。また志賀和多利代議士も「三陸銀行合併の際中央大蔵省方面に縦横の活躍を続けて、三陸が仙台の七十七銀行と合併手筈になってゐたものを巧みに岩銀に合併せしめたもので、これが報酬を岩銀より贈」(事件p107)った廉で取調べを受けるなど、岩銀の工作を裏付ける。

Ⅱ 三陸銀行の資産内容

昭和3年1月10日岩手県知事に就任した丸茂藤平(前復興局部長、3年12月26日台湾に転任)は「生粋の政友会知事」のため、金田一盛銀元頭取は公判で「岩手銀行顧問の熊谷代議士と党派関係で親密にして居り、その際盛銀が取扱って居った県金庫を岩手、九十両行にも分割して取扱はせて欲しいとの希望があったので、盛銀が政友会の援助によって県金庫の確保を図るのは已むを得ないので一万一千円の寄付をした」(S11.1.16日報)と丸茂知事と熊谷・岩銀の親密さを陳述している。3年2月22日「大蔵事務官駒井重次殿外三名検査ノ為来店セラレ、三月十八日検査終了…当行ヲ初メ岩手、第九十、三陸、盛岡貯蓄ノ各

8) 3年7月24日岩銀が合併した宮古銀行頭取から岩銀常務になり6年7月副頭取就任。実弟の熊谷巖は岩手県第一区選出の政友会代議士で岩銀顧問、後に岩銀事件で取調べを受けた後に自殺した。

行ノ検査ヲ行ヒ、傍ラ銀行合同ニカメ、三月十九日退県ス」(盛銀65期営)とあり、梗概も「昨年三月大蔵省より駒井検査官が三陸銀行に來行し嚴重なる検査を遂げられた結果、見込欠損額をあると認定するが故整理せよと嚴命を受けた」(梗概)とある。この駒井による検査と並行して3年「三陸銀行、同水沢銀行ヲ当行へ合併ニ付大蔵省当局ノ懲憑アリ。当行ハ慎重考慮ノ上、金融界ノ大勢ニ順応シテ将来永遠ノ利福ヲ計ルヲ適切ナリトシ、数次折衝」(岩銀43期営S3/12)したとあり、梗概も検査終了直後の「四月には大蔵省から呼出があつて出頭した所、特に岩銀との合同により<欠損を>整理せよと諭示をうけた」(梗概)とある。県庁資料からも「御省ノ検査ノ結果ニ基キ三陸銀行ハ百二万円…ノ欠損ヲ計上」(進達)したことが判明する。三陸のS3/6業務報告書の冒頭「營業ノ景況」では「商況ハ前期末ニ引続キ不振ニシテ農産物モ亦価格思ハシカラズ從ツテ資金ノ需要ナク金額ハ誠ニ閑散ナリキ。預金ハ約四十八万円ヲ減ジタルモ、諸貸出金ニ約同額ノ回収ヲ見タルヲ以テ、資金運用上差シタル異状ナカリキ。支払準備ニツキテハ新銀行法ノ精神ニ則リ、努メテ充実ヲ計リタル結果、稍々適當ナル準備ヲ有スルニ至レリ」(S3/6 営p1)と、つとめて平静さを装うものの、実際には「七月三陸株主定時総会で大蔵省の監査をうけた額に更に欠損額を加へて積立金と減資によって、償却整理を斷行して独立經營の臍を固めた」(梗概)のであつた。貸付金償却整理は〔第1表〕の通り。

〔第1表〕 三陸銀行の貸付金償却整理 (S3/6)

単位千円

	当期償却高A	当期末残B	口数	A/A+B	㊦一口当金額
手形貸付	801.2	1,650.1	778	33%	2.1
証書貸付	151.3	1,415.2	1733	10%	0.8
当座貸付	45.7	1,521.2	349	3%	4.4
計	998.5	4,907.6	2856	17%	1.7
コールローン	0	0	0		
合計	998.5	4,907.6	2856		1.7

(資料) S3/6三陸銀行業務報告書

一口当りの貸付額が比較的大きい手形貸付の不良性が高く、金額比で1/3 程度が償却対象となっており、全体の足を引っ張った形になっている。「営業ノ景況」のいう「預金ハ約四十八万円ヲ減ジタルモ、諸貸出金ニ約同額ノ回収ヲ見タ」とは、不良性が高く、検査で欠損と認定された手形貸付等の拘束預金等を「同額ノ」「諸貸出金」と相殺したものと思われ、まさに「異状」の発生を意味していた。三陸の業務報告書には当然ながら貸付明細を欠き、具体的内容を知り得る資料に接近できないが、岩銀との合併時の契約書⁹⁾第四条から三陸の貸付の内情をある程度窺うことができる。これによれば三陸は県外の実業家大宮司雅之輔¹⁰⁾に対して18.9万円（S3/6の払込資本金110万円の約17%、貸付金総額490.7万円の約4%に相当し、手形貸付一口平均0.21万円の約90倍）もの大口貸付を行っており、しかも貸付金の過半に当たる10万円は実質無担保状態であったことが判明する。この他県庁文書では三陸は東京の「総会屋」的な集団（元株式仲間人井出郷助30余万円、井出郷助商店元支配人の足立栄作2.5万円）にも30数万円もの融資があったとされる。（起案）（井出らの行動は後述）「営業ノ景況」のいう「商況ハ…引続キ不振ニシテ…資金ノ需要ナク」地域の農業・商工業者への貸付に早々と見切りを付け、大正11年8月開業の仙台支店（東三

9) 「第四条 乙<三陸>カ大宮司雅之輔ニ対シテ有スル貸付金及同人カ裏書シ居レル貸付金合計十八万九千余円中十万円ニ対シテハ本契約締結後遅クモ三月以内ニ必ず丙<三陸重役>ニ於テ物上担保ヲ徴スルモノトス。但シ右期限内ニ物上担保ヲ徴スルコト能ハザルカ又ハ徴シタル物ノ価額カ十万円ニ滿タサルトキハ丙ニ於テ其ノ全額又ハ不足分ニ相当スル担保ヲ遲滞ナク甲<岩銀>ニ提供スルモノトス。前項ニ依リ提供スル担保ハ合併契約書第五条ニ依リ丙ノ負担スル連帯債務、昭和四年三月ノ契約ニ依ル債務、及本契約ニ基キ丙ノ負担スル債務ノ一切ノ担保タルモノトス」

10) 大宮司雅之輔は宮城県宮城郡松島町の旅館観月樓の経営者で、地元を通過する宮城電気鉄道、松島電車、松島湾汽船各取締役、青葉銀行、青葉農林、東北殖林、東北印刷、仙台市街自動車各監査役を兼務し、義兄にあたる大宮司善司は個人で松島の乗合自動車を経営、大宮司勝五郎も明治30年創業の松島の旅館主であった。当時大宮司雅之輔も重役の一人として経営に参画していた宮城電気鉄道は親会社である高田商会の破綻で信用を失墜しており、同じく松島電車も欠損続きで借金がかさみ、昭和13年にはついに「債務不履行のため…競売処分に付され」（S13.1.25河北）るなど、甚だ芳しからざる信用状態であったと考えられる。大宮司の資金使途は未詳ながら、これら信用失墜事業に関連したものと思われ、当該株式も一般には担保力に欠けるものと考えられる。宮城電気鉄道は拙稿「宮城電気鉄道の設立動機と設備金融—親会社高田商会の破綻と生保融資—」『鉄道史学』第3号、昭和61年7月、鉄道史学会参照

番丁35番地)など県外支店ルートでの大宮司らの大口融資先開拓に奔走した結果の蹉跌でもあろうかと推測される。

当期償却高998.5千円に、その他償却 20.9千円を加えた滞貸金償却1,019.4千円(大蔵省検査結果の102万円に一致)のほか、当期は有価証券売買損0.5千円、有価証券価額償却10.0千円などが加わり、当期純損金は995.0千円にも達した。この欠損金処分は次の通りであった。当期純損金995,039、前期繰越益金 16,989、法定準備金戻入490,000、別途準備金戻入 20,000、重役提供金150,000、差引当期損失金318,050円。(三陸S3/6営)

結局「三陸銀行ハ五十二万円ノ積立金繰込、十五万円ノ重役陣私財提供」でも埋めきれない当期損失31.8万円を「三十三万円ノ払込資本金ノ取崩即チ三割ノ減資」(進達)するしか残された手段はなく、三陸の実態は「独立経営の臍を固めた」(梗概)とはほど遠いものといわざるを得ない。

Ⅲ 三陸銀行、水沢銀行、岩手銀行の合併への転換

こうした折に地元行存続を願う水沢町当局の意向をうけ、同じ水沢を本拠とする水沢銀行との合併話が急浮上した。赤字を露呈した三陸にとって「預金者ノ不安ヲ一掃シ…資産整理ノ余裕ヲ与ヘ」(進達)る緊急避難先として手近な水沢銀行を選んだものと見られる。「水沢銀行現在ノ重役ハ引続き重役トナル見込」(進達)なのに反して、三陸重役の去就が不明な点から見て、三陸が水沢に頼み込んだと思われる。水沢銀行は28年5月設立され、昭和2年12月末現在2支店(県内のみ)にとどまり、三陸よりも小規模な銀行であった。(34回総覧p47)小林三陸頭取が水沢取締役を、青木三陸取締役が水沢監査役を兼ねるなど緊密な連携が存在する¹¹⁾のに、同じ狭い地域に「両行対峙の弊」が見られた背景には「従来両行間ハ政党的関係等ニ依リ著シク対抗的ナリシ」(進達)とされたように、政友・憲政両派對立が投影したのであろう。しかも水沢銀行

11) 一例として水沢銀行の大正14年時点の上場銘柄の中で原則100株以上のものは銘柄数3、合計株数840株(満鉄旧100 新100 東電旧200 第一新200 富士水電第一新 240)(主p81)で、すべてが三陸持株の銘柄数8に含まれ、共通の証券業者との取引等、両行間に何らかの連携の可能性を示唆する。

も「御省ノ検査ノ結果ニ基キ…六十一万円ノ欠損ヲ計上シ…十六万円ノ積立金繰込、二十五万円ノ重役私財提供、二十万円ノ払込資本金ノ取崩即チ五割ノ減資ニ依リ其ノ銷却ヲ行」(進達)う点で三陸と全く同様な経過を辿っていた。このため町の陳情にもかかわらず両行合併への県当局の反応は「両行ノ経営状態ニ鑑ミ、又将来ノ本県金融統制上ヨリ見テ、両行ノミノ合併ハ決シテ万全ノ途トハ認メ難ク…過渡的階梯トシテ…已ムヲ得ザルモノ」(進達)という甚だ歯切れの悪いものであった。また水沢側も重役私財提供で「半額ハ現金ニテ半額ハ借用書ニテ…十月中ニ決済ノ見込」(進達)と煮え切らぬ態度をとった。10月19日時点で25万円の重役私財提供のうち、なお辻山右平¹²⁾7,500円、青木勇治¹²⁾1,100円が借用書の返金未済で合併前提条件が満たされない状態であった。結局3年12月3日水沢は岩銀と「地方経済界ノ実情ニ鑑ミ、合併ノ必要ナルヲ認メ両行間ニ」「合併仮契約書」を締結した。その骨子は以下の通り。

①増資分20万円の株式と現金4万円を水沢株主に交付する。②合併実行の日に水沢に解散手当資金2万円を交付。③但し①②の現金は2年間岩銀に保留し「欠損其他各種瑕疵ノ担保ニ充当」④、③の不足分は水沢銀行重役が2年間連帯し弁償の責に任じる。⑤合併実行の日に水沢に使用人解散手当として4千円を交付。⑥水沢重役は合併前に資産整理のため4万円を水沢に提供。⑦岩銀は水沢の本支店出張所を支店出張所として継続。⑧水沢は合併まで善管義務を負い、岩銀は行員派遣調査できる。⑨岩銀は水沢行員を多数新規採用。⑩両行は昭和3年12月23日総会で本契約の承認を経る。⑪合併期日は認可書到着後2週間以内。⑫両行の一方が支払停止、破産宣告または本契約に違反した時は相手方は解除可能など。

さらに両行は「合併ニ関スル特約」も12月3日締結したがその骨子は⑬水沢重役は「欠損補填ノ為」上記⑥「四万円ヲ合シ私財七十九万円ヲ提供スベキコト」、⑭総額79万円で39.5万円の内既提供23.5万円の残額16万円は昭和3年中に現金で提供すべきこと(日歩2銭2厘)、⑮残額39.5万円は「昭和十三年ヲ限り無利息十ヶ年賦トシ、之ニ対シテ確実ナル担保ヲ付シ毎年六月、十二月各

12) 昭和3年10月19日県宛水沢銀行回報、県

二十五日限り均等額ヲ提供スヘキコト」などであった。なお既提供23.5万円とは三陸との合併時の前提となった「二十五万円ノ重役私財提供」の既提供部分を意味すると思われ、岩銀は欠損補填の必要額が増加するものと判断、さらに上乗せ分54万円（うち4万円は水沢株主に交付用）の追加提供を要求したことになる。以下にみるような三陸の場合のように、より複雑な整理会社方式をとらなかったのは欠損金額がかなり明確に算定でき、かつ重役、株主側に問題がなかったためであろうか。同じ水沢の銀行で同じく不良債権を抱え共通重役もあるのに三陸と水沢で合併契約に差異が生じた理由は今一つはっきりしない。

3年12月3日岩銀と水沢両行が合併仮契約に調印したのに続き、2日後の12月5日には岩銀、三陸も合併仮契約に調印した。（殖産p952）合併申請書を県庁経由で大蔵大臣宛に提出、明4年2月2日岩銀、三陸、水沢三行合併が大蔵大臣より認可された。（岩銀44期営S4/6）

4年4月4日付で「大蔵省当局ノ斡旋ニヨリ…合併実行ニ関シ」¹³⁾契約書原案ができたが、梗概が最終契約調印に関し「余りの無理無体に憤慨の極、署名捺印を躊躇した者もあった」（梗概）とする通り、決して円滑には進まなかった。22日の知事報告にも「本月十五日実行ノコトニ相成居り候処三陸銀行重役中、本月四日付貴省御斡旋ニ依ル契約書ニ調印ヲ拒ムモノヲ生ズルニ至り為メニ合併実行ノ障害ヲ来スコトナリタルモ、十五日ニ合併ヲ実行セザルニ於テハ県下経済界ニ波乱ヲ来スヤモ計リ難キ状勢ナリシヲ以テ、本官ニ於テ其ノ重役ヲ説伏シ一面岩手銀行トモ交渉シテ別紙写ノ通りノ契約書ヲ更ニ提出セシメ、去ル十四日円満ニ合併シタルヲ以テ県下経済界ニ何等不安ナク沈静ノ状態ニ有之候条此段報告候也」¹⁴⁾とある。

中村も後年の公判で「四年四月十七日に三陸銀行の取付があった」（S10.8.20日報）と述べるなど「県下経済界ニ波乱ヲ来ス」懸念は現実であったと考えられる。「署名捺印を躊躇した者」を知事自ら「本官ニ於テ其ノ重役ヲ説伏」するところにも三陸側の主張する「あらゆる脅威と迫害」（梗概）の一端を垣

13) 15) 16) 昭和4年4月13日付<追加>契約書、県

14) 昭和4年4月22日起案、銀行局長宛親展知事報告「銀行合併ニ関スル件」、県

間見るようである。「別紙写ノ通りノ契約書」の骨子は「昭和四年四月十日迄ニ担保提供手續間ニ合ハズ、從ッテ合併実行ヲ為ス能ハザル筋合ナリト雖モ…県当局ノ尽力ニヨリ…担保提供ノ期限ヲ昭和四年四月三十日迄延期スルコトヲ承諾ス¹⁵⁾」という、岩銀側に飲ませた一時猶予策であった。本来合併実行の直前に担保提供させるべき筋合を、知事の説得で合併後の月末まで半月間延期するという「問題先送り」だが、三陸側の「手續間ニ合ハズ」は単なる口実で、「小林佐平以下丙ハ誠意ヲ以テ…担保提供ノ手續ヲ実行スベキコトヲ甲丁ニ対シテ誓約ス¹⁶⁾」との契約書に署名捺印したものの、実は担保提供する気などほとんどなかったことがあとで大きな問題を引き起こすこととなる。(甲は岩銀、丁は岩銀の中村、藤田万治郎、平井範助、大矢好道、乙は三陸、丙は小林佐平以下の三陸側重役である。)

IV 三行合併の実行と紛糾

合併認可書の到着後2週間以内との契約に従い4月15日岩銀、三陸、水沢三行合併が実行(岩銀44期営S4/6)され、早速「岩手銀行と合併した元三陸銀行では二十五日行員の第一回整理を行った」(S4.4.28 日報)のであった。6月15日の岩銀総会で両行合併に伴い取締役小林佐平(三陸頭取、水沢取締役)、佐藤秀平(三陸取締役)、依田養治郎(三陸取締役)、監査役辻山右平(水沢頭取)を選任(岩銀44期営S4/6)した。日銀福島支店長も合併実行直後の4年5月「岩手<県>ノ方ハ<他県ニ比シ>比較的ニ前ヨリ良クナク、ソコヘ大蔵省ノ検査官ガ来ラレ合併慫慂ノ結果、盛岡ノ三銀行ハ皆合併シ、今県下デハ盛岡、一関ノ八十八、岩手ニ第九十ノ四ツ丈トナリ、マア一通リ片付イタ形デス¹⁷⁾」と、三陸、水沢両行を含む一連の合同が「一通り片付イタ」安堵感を示している。勧銀盛岡支店長だった板井賢次郎も公判で「当時の財界情勢に関しく岩銀、三陸>合併は本県に対し可なり好影響を齎した」(S10.10.20日報)と証言した。しかし日銀や勧銀支店長の安堵感とは裏腹に、実は三陸、水沢両行合併直後に、岩銀側のいう「旧三陸銀行トノ合併契約ニヨリ生ジタル同行重役ノ

17) 昭和4年5月日銀福島支店長口答報告(前掲『日本金融史資料 昭和編』24巻, p552)

責任問題」(岩銀48期営S6/6)が発生した。岩銀の主張によれば「当行ハ一昨年大蔵省当局ノ懇請指導ニ依リ三陸銀行、松く水の誤>沢岡銀行ヲ合併致候結果、不尠資金ヲ注入致候処、旧三陸銀行重役ハ合併契約ニ基ヅク義務ノ履行ヲ躊躇シ、之レガ為メ多大ノ不利ヲ蒙リ」(嘆願)と旧三陸重役を非難している。そこで岩銀は3年12月5日付の「合併契約ニ基ヅク義務ノ履行ヲ躊躇シ」(嘆願)た旧三陸重役を訴えた。(殖産p952)この「合併契約ニ基ヅク義務ノ履行」とは「合併実行ニ関シ為サレタル契約中第三条記載条項」(起案)即ち「三陸側重役らは私財を保証して、合併を成立させた」(遺稿p65)ことをさすが、「三陸銀行に意外な大穴のあることがわかって大騒ぎになった…いろいろもんだあげく、その穴埋めは重役の私財提供で何とかするから」(覚書上p109)と旧重役の私財提供如何が鍵を握っていた。しかし延期した期限の4月末を過ぎても担保提供は満足になされなかった。

小林三陸元頭取は7年7月5日大衆党に対し「三陸銀行合併の際私財を提出した」(S7.7.6 東日)と回答したが、上野によれば「三陸の重役たちは、合併後保証の私財をどしどし隠匿しはじめた…不動産などは盛んに他人名義に書き替え」(遺稿p65)たといわれ、4月末の「履行期日ヲ経過シ九月ニ入ルモ何等実行ノ運」(起案)びとならなかった。岩銀としては「合併後三陸には七十万円の大穴のあったことを発見したが、重役は皆逃げ出し中村が全部を背負はされ」(事件p88)るのは堪らないとばかり、三陸が「義務ノ履行ヲ躊躇シ、之レガ為メ多大ノ不利ヲ蒙」(嘆願)ることを事由として「保証資産の差し押えを開始」(遺稿p65)した。三陸の大坂愛三は岩銀に差押の緩和を懇願したが、岩銀では容赦なく差押を続行したため、両者の「交渉ハ依然トシテ何等進捗セサル状態」(起案)が継続した。中村は公判で「三陸銀行の頭取が財産を隠蔽したとの嫌疑があった」(S10.8.21日報)とし、「三陸との合併は曲折あり、昭和四年四月合併が成立しました、志賀<和多利代議士>が奔走したのは事実だが、こちらで頼んだのでなく、三陸の顧問格として奔走して居りました」(S10.8.19日報)と三陸側が財産を隠蔽し、かつ代議士を使ってまで抵抗した事実を陳述した。藤田岩銀元常務も公判で「三陸問題のゴタゴタがあり上京

して居り」(S10.8.21日報)と、ゴタつく三陸問題で頻繁に大蔵省に陳情したと述べたように、この紛争は監督官庁にも波紋を投げた。

しかし三陸側の言い分では「大蔵省銀行局は岩銀の申出は何でも彼でも容認し、岩銀提出の書類に署名捺印せよ強要」し、岩銀も「大蔵省を笠にきて高圧的態度を示し」たため「意見を開陳すれば抑圧せられ、道理を主張すれば威圧を加へられ、進むも退くも出来ない状態となって…唯々諾々と之に应ぜざるを得ぬ」(梗概)結果の不当・不法な契約締結であって、岩銀は「僅少な行掛や将来の不安を感じしとの口実で法廷まで持出し」(梗概)たとなる。三陸側の代弁者たる鷺山良作も口裏をあわせ、岩銀側の「不法な圧迫によってなされた不純な合併契約付属書の枝葉末節を捉へ、幾分の不安を感じしとかの口実で法廷にまで闘争を持ち出し」¹⁸⁾たと中村を詰問している。¹⁹⁾

V 岩手銀行総会紛糾事件

三陸の大坂愛三は水沢貯蓄銀行時代からの専務で、水沢殖産監査役(帝T5p13,67)等を兼ねていたが、地元では「従前ヨリ銀行員トシテ専務取締役ヲ務メ町会議員ノ職ニアリ…温厚ニシテ行状正シ」(T10.10県庁貯銀資料)とされる一方で、「県内銀行家随一のキケ者」(遺稿p65)との評価がある一筋縄ではいかない人物であった。例えば大正11年2月8日盛貯問題で知事招集の場に三陸を代表し出席「兎毛角モ私共創立銀行ハ責任ヲ感ジテ困却ス。又延テ盛岡貯蓄ノ将来ニ付不安ナリ。依リテ今後ノ事ニ付円満ナル閣下ノ裁断案ヲ三行一致シテ御願ス」(集会)と知事の裁断を強く迫るなど意思強固な押しの強い人物と考えられる。まず岩銀に差押緩和を懇願した大坂は無理だと悟ると次に「岩銀の内容を調べ始め…その結果、岩銀の内容も余りいいものではないということがわかったので、これを総会でバクロするという戦術」(覚書上p110)すなわち総会荒しというゲリラ作戦に出た。暴露作戦の実行部隊を勤めたのが

18) 鷺山良作(東京)は岩銀の666株主(S5/6旧84株、宮古三陸628株)で、5年1月20日開催の岩銀総会では改名前の中村省三名義の株に関して「株主名簿ヲ閲スルニ…形式相違スルモノアルハ如何」と意地悪く質問した人物。

19) 鷺山良作「岩手銀行頭取中村君に質す」(S4.12.31河北)

岩銀支配人を永く勤めながら、中村と激しく対立して岩銀を追われた菊池慶一郎（通称菊慶）という「切れ者」（覚書上p111）で、「何故か大矢老監査役に突っかって…殆んど腕力を振うかにまで見えた」（遺稿p65）ほど、激しく総会荒しを行った。岩銀「行内幹部の配置は菊慶氏の辞任後悉く中村系を以て充当」（T14.8.11日報）され、足場をなくした菊池は「金田一へ寝返りをうって岩銀内部のことを金田一へもらす…三陸側にも通ずる」（覚書上p111）といわれた。公判で藤田万治郎岩銀元常務は岩銀の防戦買の動機を「三陸銀行側が岩銀の悪宣伝を飛ばしたので、株式が低落し、株式を手放す人が多くなった」（S10.8.22日報）ためと述べた。公判では「当時菊慶氏が中村氏と折合ひ悪しくて銀行を去り、毎期同行株主総会へ出かけて色々と騒ぐので、銀行としては処置に困ってゐた折柄、菊慶氏が下落一方にある岩銀株を同行に買はせ様として佐藤常務へ相談をもちかけ銀行では已むを得ず菊慶氏の所有株を引取った」（S10.8.22日報）経緯が暴露された。菊池が攻撃対象に選んだ監査役の大矢好道は元税務属で岩銀創立時に小野に招聘されて入行した「中村治兵衛のお目付役」（事件p106）で、岩銀の生字引といわれた支配人の原正三（元税務署員）も大矢が引つ張ったという。岩銀では重要案件は中村＝大矢＝原ラインで処理していたと考えられるので、三陸側が「穴のあいているのは旧三陸ばかりではない。岩銀だって…重役への不良貸付だってあるじゃないか」（覚書上p110）

20) 菊池慶一郎はもともと小野慶蔵が主宰する(株)小野商店（質屋、肥料米穀生糸商）の専務で、主人の小野が「特別に面倒を見て」（覚書上p111）岩銀支配人へ取り立てたといわれ、菊池は小野慶蔵令息幸三郎未亡人等から20万円余での岩銀株を買上げる交渉に尽力（事件p90）するなど、岩銀内部の枢機事項に直接かかわっていた。「菊池は…市会でもいい顔で、反金田一派の闘士だったが、とかく頭取の中村とソリが合わない。菊慶から見れば大家のお坊ちゃん育ちの中村は頼りがなくて仕方がない。小野慶蔵の女婿である中村にして見れば『なあにおやじに拾われた男ではないか』といった腹があるから事毎に意見が衝突し、ついに菊慶をクビにしてしまった。このため菊慶は金田一へ寝返りをうって岩銀内部のことを金田一へもらす。それがまた岩銀とゴタゴタをかもしている三陸側にも通ずるといった具合で岩銀の苦悩は全く一方ならぬものがあつた。それまで盛銀にくらべてはるかに手堅いといわれていた岩銀も、この合併を境におそろしく世間の信用を落してしまった」（覚書上p111）といわれる。菊池は3年1月から1年間盛信の募集事務嘱託（信託p171～3）を引受けたり、盛岡合同運送監査役の傍ら金田一系統の各社総会で与党的な議事進行役を勤めたりしていたが、戦後東北マッチ社長、肥料商を代表して県農業会理事に参画（大橋初郎『岩手県政夜話』昭和51年、p151）するなど活躍した。

とキーマンの大矢を攻めると、「かなりのムリがあったから、衝かれれば痛い」(覚書上p110) 岩銀も3年6月末菊池から同行旧株550株、新株554株を代金合計41,350円という高値で引き取ることで決着しようとした。(事件p90) 中村は岩銀事件の公判で「菊池慶一郎が元銀行に居りましたが、辞めてから持株を買ってくれとのことで、佐藤清二郎が四万一千三百余円を出して買ったのです、取引のあったのは昭和三年六月三十日でその日に佐藤清二郎に書替えをしました」(S10.8.22日報) と、洪々ながら菊池からの買取要求に応じたことを認めた。

4年12月27日の日報と『岩手朝報』に前述の通り旧三陸重役の名で意見広告が出され、続いて31日の『河北新報』にも鷺山良作の名で「岩手銀行頭取中村君に質す」との同様な意見広告が出された。鷺山は広告の中で「岩銀が必ず有すると予想せらるる莫大な不良貸の比率に準じ合同各銀行の関係重役より資金を提供し完全な整理をしようではないか」と提案している。この事態を見た知事の起案書には5年1月「三十日元三陸銀行側ニ於テハ新二左ノ株ヲ主ヲ設ケ名義書換ヲ要求シタ」(起案) 事実も記載されている。上野の知り得た情報では「東京在住の人たちで…柔道七段を筆頭にした一団であった」(遺稿p65) とするが、起案書にも「…配下の壮士」なる人物も含まれており、岩銀側でも「猛者連に対抗するための別の猛者連を連れて来た」(遺稿p66) と防備を固めた。上野の遺稿を編集した細越孝一も、講道館出身の「村井久太郎君が引っ張って来た連中の中には…石黒敬七ダンナも入っていたと思う」とわざわざ注記しており、「当時の県財界はひとしきりこの話で持ち切り」(覚書上p109) となるなど、岩銀と三陸との裁判沙汰に引続き、この総会紛糾も当時の盛岡では大変な話題になっていたことを示している。このことは旧三陸の内情の劣悪さ、ひ

21) 佐藤清二郎岩銀常務は「果樹、米穀の改良、林業等に心血をそそぎ、小作人を慈しみ農事改良をなす」(S2.2.7日報) 篤農家として知られた佐藤清右衛門(岩手郡本宮村の豪農、貴族院議員、盛銀各監査役、農銀取締役等を兼任)の嗣子で、地元の村会議員、学務委員等を務め、九十銀行監査役を兼務していた。中村は「銀行からは仮票で金が出ましたが、佐藤清二郎は財産があり当時常務取締役でしたから」(S10.8.22日報) と佐藤常務個人の買取として逃げようとした。しかし佐藤元常務は予審調査の中では「自分の名を出したが、自分が買ったのではなく銀行が買ったものだ」(S10.8.22日報) と述べており、中村との食い違いをみせた。

いては旧三陸という重荷を抱え込んだ岩銀の内容劣化を世に知らしめ、さらには低次元の争いに終始する銀行業界全般への信用低下を招く一因になったものと思われる。起案書によれば三陸は、いわゆる「総会屋」²²⁾的存在の井出、足立両名だけで優に30数万円の貸金があり、彼らの閥歴・言動から察するに回収甚だ困難と考えられ、「三陸には七十万円の大穴のあった」(事件p88)との世評を裏付けるとともに、かような大口顧客を抱えこんだ大坂三陸元専務の「県内銀行家随一のキケ者」ぶりも見え隠れするようである。三陸との癒着の経緯は未詳ながら、受渡不履行を起して東株を除名された元株式仲買人とその元支配人という芳しからざる経歴から察するに、岩銀と同様に不良債権の処理に窮して一発逆転を狙い「株に手を出したところ、買付株式相場が下落したため追証抛金を請求せられ、余儀なくこれが支払のため…他人名義の手形貸付に仮装して引出」(事件p105)したような株式投機の失敗から悪質証券業者との傷の嘗め合いが始まったのではないかと想像される。仮にこうした経緯だとすると、投資した株式も大幅な含み損を抱え、証券業を廃し正業に就かぬ連中への固定貸だけが残っていたことになろう。因みに三陸のS3/1の所有株式は57.7万円と払込資本金110万円の52.4%を占め、S3/6には1.9万円の減少と1.0万円の償却を実施している。(三陸57期営)

総会に乗り込む訳ありの顔触れに驚いた県当局は「来ル二十日ノ株主総会攬

22) 旧三陸側から名義を書換えられたのは井出郷助360株、内藤貞造10株、永淵元斧10株、植木長之助10株、松野春樹10株、桜内辰郎20株、水谷鹿治郎10株、足立栄作10株、陸照3株の9名で、首領と目される井出郷助(日本橋青物町)は株式仲買人・一般取引員であったが、「実物取引受渡不履行に就き…昭和四年十月八日違約処分に付し、同月十一日除名」(『東京株式取引所史第二巻』昭和8年、p91)された不名誉な前歴を有しており、民政党院外団員、代議士候補落選者で「元三陸銀行ヨリ三十余万円ノ借財アリタリ」(起案)とされ、メンバー中の足立栄作(日本橋青物町)も元短期取引員で「井出郷助商店支配人タリシ者 元三陸銀行ヨリ二万五千余円ノ借財アリ」(起案)という同類の輩であった。

23) 三陸の特株は大正14年時点では全国約300の上場銘柄の中で原則100株以上のものは銘柄数8、合計株数2,758株(台湾電力500満鉄旧304新404東電旧200第一新500富士紡績旧100富士水電新250国際信託200東洋モスリン旧100大同電力100帝国電灯旧100株)が判明する。(主p81)ちなみに盛銀は銘柄数5、合計株数8,524株(日銀100満鉄旧3324新3320横浜正金銀行1280大分セメント200千代田火災300)岩銀は銘柄数5、合計株数3,473株(勤銀旧200新100満鉄旧200新100信越電力303東電旧2300第一新150北炭旧100第一新20株)、九十は銘柄数4、合計株数3,400株(興銀500満鉄旧1000新1100勤銀旧200新100東電旧500(主p81)であった。

乱ヲ策シ、延テハ県下金融界混乱ヲ惹起セシメムトスル形勢ニ有之候条、一応実情御報告候也」(起案)と大蔵省に²⁴⁾親展でご進進に及んだ。5年1月20日大蔵省銀行局長より知事宛の秘密電文(訳文)には「岩手銀行ノ株主総会紛擾スルガ如キコトアリテハ県下金融界ニ不測ノ混乱ヲ来ス虞アリ、甚ダ遺憾ニ付充分配慮相成ト共ニ、流言飛語ノ取締ニ付テモ一層御尽力ヲ乞フ 大蔵省銀行局長²⁴⁾」とあり、この電報は知事はもちろん内務部長、商工水産課長のほか、治安を司る警察部長、高等課長にも回覧されていることから、県当局の緊張ぶりがうかがえる。

三陸側の猛反撃は岩銀内部にも亀裂を生じさせた。6年6月30日岩銀取締役の米谷久左衛門²⁵⁾が辞任した。(岩銀48期営S6/6)中村は公判で「約十万円の債務があったに拘らず自分の不動産は他の方へ振向けてしまったので、岩銀は非常な損害を蒙った」(S10.10.19 日報)として米谷を「岩銀に対し多額の債務を弁消せずに逃出した」(S10.10.19 日報)敵前逃亡者と非難している。岩銀重役内部のタガが外れかけてきたことを示すものだろう。米谷辞任より以前にもS5/12 岩銀47期報告によれば5年12月26日に人格者として知られる岩銀常務の佐藤清二郎が辞任した。佐藤は「条件の如何にかかわらず、飽くまで<三陸>合併反対で…銀行へ辞表を出して東京の屋敷へ引上げ、この財閥争いの圏外に去った…それでも<辞任>登記をしないで、総会毎に引っ張って来て出席させられた。ついには上海に逃避して夫婦でうのうとやっていたら、行員の小笠原徳兵エ君が遙々迎えにいった」(遺稿p64)といわれ、事実上の常務辞任は三陸合併前後の訴訟騒動の頃からと思われる。公判でも中村は上野正一郎市議への貸付を佐藤が予審で「貸付けでない」と証言していることを聞かれ、憤然として「佐藤は妙なことを言ふ」(S10.8.21日報)と怒りをあらわにし、熊谷元副頭取も「菊池<儀兵衛>、佐藤<清二郎>は自分と感情上の行違ひがあ

24) 知事宛大蔵省銀行局長秘密電文、昭和5年1月4日の盛岡局消印、県

25) 米谷久左衛門(黒沢尻)は日米商事、東北コンクリート各代表取締役、和賀軽便軌道、黒沢尻倉庫、黒沢尻電気、(株)横黒運送店、東北工業、東北コンクリート工業、第二東北コンクリート工業、盛岡信託各取締役、合名会社アサヒ商会代表社員(帝T13、銀S4p5)、秋田木材第二新200(主p81)黒沢尻銀行800株等を保有。

る」(S10.8.22日報)と、岩銀の両首脳はともに佐藤との不仲を認めた。また佐藤との行違・不仲の原因も三陸合併問題やそのための強引な政界工作あたりにあったことを窺わせる。にもかかわらず、中村がなかなか佐藤の辞任登記をしなかった理由は佐藤常務が反対派の盛銀からも佐藤清右衛門の「御子息の清二郎さんは岩手銀行につとめられ、又翁に劣らぬ立派な人です」²⁶⁾と人望があったから、辞任による岩銀の信用低下を極度に警戒したためで、逃避先の上海にまで行員を派遣して連れ戻し、総会だけに出席させて世間体を繕っていたものと考えられる。もっとも人格者の佐藤が岩銀総会で荒れ狂う菊池慶一郎を「マアマア菊池君」となだめると、さしもの菊池も佐藤に一目置いていたのか、矛を納めたといわれるから、世間体だけでなく菊池対策という実利上も佐藤の総会出席が不可欠だったのかもしれない。

5年1月20日の岩銀株主総会議事録(県庁提出分)の骨子は注記の通りだが、²⁷⁾

26) 太田盛銀常務の佐藤清右衛門追悼(S2.2.7日報)

27) 「一月二十日午後一時四十分当行岩手銀行樓上ニ株主総会開會。中村頭取議長席ニ着キ開會ヲ宣シ…最初ヨリ頼リニ発言ヲ求メ居レル東京ヨリ来レル株主足立栄作ハ株主出席委任状ノ重要ナルヲ論ジ、其ノ印影ヲ印鑑簿ニ照合スベシトノ動議ヲ提出シ、是亦賛成アリ。株主鷺山良作「株主名簿ヲ閱スルニ中村頭取所有ノ分ニ、中村治兵衛名義ノ分ト、改名前ノ中村省三名義ノ分ト形式相違スルモノアルハ如何」ト質シ、議長「右ハアリノ儘ヲ記載セルノミ」ト答ヘ、株主平井三郎「委任状印刷ノ調査ハ煩瑣ニ堪ヘザルヲ以テ是非ニトナラバ後日トスルヲ可トス。頭取ノ名義ハ何等差支ナシ」ト述べ、多数亦之ニ和セシニ、株主植木長之助「委任状調査ノ要求ニ対シ何等理由ヲ述ベズシテ云々スルハ心得ズ」ト叫ビ、二三ノ人々ノ間ニ押問答アリ。株主福田祐英「個人ノ要求ニヨリテ調査ニ応ズルガ如キハ世上其ノ例ナシ。総会決議ノ上ナラバ格別ナレドモ、見受クル所反対者多キガ如シ、然シソレニテモ不満足ナラバ採決ニヨル外ナカルベシ」ト論ジ、議長即チ動議ニ対シ賛成者ノ起立ヲ求メ少数ナリト宣ス。〔抹消部分 而モ会場尚喧騒ヲ事トスルモノアリシニヨリ賛成者ツツキ株数ノ〕<朱記 株主植木長之助何ヲ以テ少数ト認メタルヤト議長ニセマル。議長即チ斯クナル上ハ互呼ニヨル外ナシト之レカ賛否ニ付>点呼ヲナシタル結果委任状印影照合可トスルモノ左ノ如シ。株主小林直治(旧三陸重役)七百十三株、株主鷺山良作六百六十六株、株主井出郷助三百六十株、株主植木長之助十株、株主内藤貞造十株、株主松野春樹十株、六名一千七百六十九株

是ニ於テ議長少数ト認メ、動議不成立ノ旨ヲ告グ。然ルニ右ノ人々ハ更ニ委任状ノ提示ヲ求メテ止マザリシカバ、議長乃チ書記ヲシテ委任状ヲ齊ラサシメ、一括卓上ニ置キタリ。此ノ時株主平井三郎議事採決ニ付多数ノ賛成者アリシヲ以テ、直ニ強行採決アランコトヲ求メ、議長原案ヲ了承シ可トスルモノニ付採決ノ結果、起立者多数ナリシヲ以テ、之ニテ全部原案通り承認可決確定シ、午後二時十分閉会セリ。議長閉会宣言後株主荒川常吉ヨリ「過般新聞紙上旧三陸銀行重役ノ名ヲ以テ一遍ノ公開状ヲ発表シタルモノアリ。其ノ内容ニツキ株主中疑惑ヲ抱キ居ルモノ尠カラザル模様ナレバ直ニ懇談会ヲ開キ、当行重役ノ

「岩銀の総会は半年毎にその荒れ方がひどくなっていった」（遺稿p65）といわれ、議長を勤める中村の負担となつていったことに加え、県や大蔵当局の耳にも入った結果、紛議を円満に解決すべく、大蔵当局、久保知事、宗像日本銀行福島支店長の斡旋により両者の調停がはかられた。そして6年5月頃「幸ニ大蔵当局並ニ本県知事ノ斡旋ニ依リ、此度漸ク旧三陸銀行ノ紛議ヲ解決」（嘆願）することができた。

むすびにかえて

紛議解決の方法は「主トシテ同銀行重役ノ提供セル不動産ヲ担保トシ…日本勧業銀行ニ借入申込」（嘆願）むというものであった。岩銀は6年6月頃三陸の不良資産の受皿として岩手金融商事を設立し、岩銀支配人の原正三が社長に就任した。（覚書上p111）岩手金融商事は「総筆数四千三百余筆ニシテ且登記所ハ三十数ヶ所ニ亘レル²⁸⁾」という各地に点在し細かい物件の寄せ集めである旧三陸「銀行重役ノ提供セル不動産ヲ担保トシ…日本勧業銀行」（嘆願）より低利資金を借入れ、「整理ト利殖ヲ計」ろうとする、不良資産の資金化・流動化のための勧銀資金の受け皿として創立されたものと考えられる。岩銀は株主に次のように報告している。「旧三陸銀行トノ合併契約ニヨリ生ジタル同行重役ノ責任問題ニ就テハ大蔵当局久保本県知事及宗像日本銀行福島支店長ノ斡旋ニヨリ円満解決ヲ見ルニ至リタルハ誠ニ慶幸トスル所ナリ。尚旧三陸銀行株主交付金並ニ旧水沢銀行株主交付金ハ曩ニ両行ヨリ引継ヲ得タル資産中銷却ニ充当セリ。又今回岩手金融商事会社ヲ創立セシメ、専ラ整理ト利殖ヲ計リ、是ガ機能ニヨリ、其ノ有終ノ効果ヲ収ムルニ努力セントス。希ハクハ各位諒トセラレシコトヲ」（岩銀48期営S6/4）

この「旧三陸銀行株主交付金」とは中村が当初「合同の暁は解散手当として資産の内から十二万円控除するとも差支なし」（梗概）と三陸側を誘ったこと

「ヨリ其ノ真偽ニツキ説明ヲ承り度シ」トノ要求アリシモ賛否ノ声区々ニシテ纏マラザル為
其ノ儘終了ヲ告タリ。＜朱記 適当ノ時期ニ於テ為スコトシテ＞」

28) 29) 30) 昭和6年7月9日日銀福島支店申請（前掲『日本金融史資料 昭和編』24巻，p 547～所収）

に端を発するようだ。

三陸合併後の岩銀のその後の推移は風雲急を告げる展開となっていく。日報の記者は岩銀の困窮が広く世間に流布していた様子を次のように描写している。「県内の各銀行とも貸付金の整理は全く停止の状態にあった。担保にとった不動産の底知らずな値下がりには銀行関係者をふるえあがらせた。ことに『不動産銀行』と悪口を言われる程、不動産担保でばかり貸していた岩銀のあわて方は一とおりでない。それにまだ三陸との合併による不始末が完全に整理されていないのだから、その悩みは一層深刻だった。…大蔵省の検査官が来ると『莫塵九』（紺屋町の森九兵衛商店）から見せ金を一割で借りて各行たらい回しにしているといううわさが伝わるかと思うと、岩銀の一関支店にはまるっきり金がなくて昨夜自動車で本店から運搬したらしいとまことしやかな情報もまかれた」（覚書p116）

すなわち岩銀は岩手金融商事を窓口として勸銀に借入を申込み、「既ニ同行ニ於テハ実地調査ヲ了ヘ貸付額ヲ決定」（嘆願）していたが、6年7月9日頃「目下極力抵当不動産ノ登記手続中ナルモ、何分総筆数四千三百余筆ニシテ且登記所ハ三十数ヶ所ニ亘レル為、地番ノ突合せ等ニ意外ノ時日ヲ費シ予期ノ如キ進捗ヲ見ズ、＜勸銀＞借入実現迄ニハ猶相当ノ日数ヲ要スル模様²⁹⁾」として日銀特融の減額継続を申請した。6年7月16日日銀からの「成規外有価証券担保特別融通十四万円」返済期日に勸銀借入が間に合わず、日銀は申請通り「日本勸業銀行ヨリ借入実現ニ至ルマデ³⁰⁾」減額継続した。

かくて縄渡り的な賃金繰のまま岩銀は6年11月25日の岩手金融恐慌に突入していく。この経過は別の機会に譲るが、金融恐慌の最中の6年12月31日岩銀は岩手金融商事に10万円を貸出実行（覚書上p111）、7年5月16日岩銀はさらに駆込的に同社に8万円を追加融資した。（覚書上p111）

この不自然な融資行動の解明に司法当局が乗り出し、中村が必死に支え続けてきた岩毎が休刊に追い込まれた僅か3日後の8年4月6日ついに中村が司法当局に召喚され、「中村治兵衛が腹心の熊谷平助、平井範助と共に謀して価値なき不動産売買で行金を巧みに持出し、岩手毎日を自分等の言論機関として操り、

罪惡を只管隠す一方、藤田万次郎と株に手を出して大失敗し、行金で埋合せをなしたり、更に原正三をして不当手形を乱発…政治的に、代議士熊谷巖を一味に加へて中央政界へ縦横に暗躍させ」(事件巻頭p5) たとの廉で、岩每をはじめ傍系の一桝合資、岩手金融商事、東海商事、昭和商事等の関係会社への岩銀からの不可解な貸金約200万円(覚書, p202)の内実に関して本格的な取調べを受けることとなった。(本稿は科学研究費補助金「近世・近代商家文書に関する総合的研究」(基盤研究(B)(2)課題番号12410089代表者宇佐美英機)の研究成果の一部である。)

31) 岩銀の関係会社群との不明朗な取引に関しては姉妹編「役員関係の情実融資と“朦朧会社”―岩手金融恐慌の破綻銀行を中心に―」『滋賀大学経済学部研究年報』第7巻, 平成12年12月(予)参照